

上天草・宇城水道企業団共同研究等実施要綱

令和6年12月4日

告示第9号

(目的)

第1条 この要綱は、上天草・宇城水道企業団用水供給事業に関する技術の向上並びに土地等の有効活用を目的として、上天草・宇城水道企業団(以下、「企業団」という。)が、国、地方公共団体、大学等公的研究機関、公益法人、民間企業その他団体等(以下、「団体等」という。)から水道技術等の新技術開発に係る調査、研究及び試験等(以下、「共同研究等」という。)の提案を受けけるために必要な事項について定める。

(共同研究等の種類)

第2条 共同研究等の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 共同研究とは、企業団が研究課題を定めて共同研究等を募集し、応募した団体等と共同で研究を行うものをいう。
- (2) フィールド研究とは、団体等の申請により企業団の用地や施設等を使用して研究を行うものをいう。

(共同研究等の実施要件)

第3条 共同研究等は、次の各号に掲げるいずれかの内容について実施することができる。

- (1) 企業団施設の効率的・経済的な技術の向上に関すること。
- (2) 企業団の事業活動における環境負荷の軽減(リサイクル促進・省エネルギー対策・再生可能エネルギーの利用)等に関すること。
- (3) 企業団の経営基盤強化に関するものの他、業務の改善や効率化につながること。
- (4) 設置に係る作業を含めて原則3年以内に完了すること。但し、設置した構築物等を利用して、当初の提案と異なる共同研究等を別に実施する場合には、第8条により既に締結した協定の実施期間終了までに第7条により決定を受けること。

2 フィールド研究は、次の各号に掲げる要件を全て満たすときに限り実施することができる。

- (1) 企業団の用地や施設等を使用することが、企業団の事業にとって有効と考えられること。
- (2) 研究の内容が公益性を有すること。
- (3) 研究が企業団の業務並びに用水供給事業に支障を及ぼすおそれがない

こと。

- (4) フィールド研究を行う者が、研究に係る費用を全て負担すること。
- (5) フィールド研究を行う者が、研究を行うために必要な技術的能力を有すること。

(提案資格)

第4条 共同研究等の提案を行うことができる者は、次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 企業団との連絡調整や打合せに適切に対応できること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 提案時点において、上天草・宇城水道企業団工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(令和4年訓令第2号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

(事務の取り扱い)

第5条 共同研究に関する事務は、研究課題の募集元の係が対応し、フィールド研究に関する事務は、経営計画係が行う。

(応募・申請)

第6条 研究に応募する者、またはフィールド研究を申請する者(以下、「応募者等」という。)は、様式第1号を作成し、企業団へ提出する。

(決定)

第7条 応募された共同研究、または申請されたフィールド研究は、上天草・宇城水道企業団共同研究等審議会(以下、「審議会」という。)での審議を経

- て企業長が決定し、その結果は様式第2号により応募者等に通知する。
- 2 審議会は、事務局長、事務局次長、総括及び各係長をもって組織する。
 - 3 会長は事務局長をもって充てる。
 - 4 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
 - 5 会長に事故があるときは、事務局次長がその職務を代理する。
 - 6 審議に当たっては必要に応じ、八代浄水場の運転管理を実施する者に意見を聴取することができる。

(協定の締結)

第8条 共同研究等を行う者は、共同研究等の実施前に次の各号に掲げる事項について、企業団と協定を締結するものとする。

- (1) 共同研究等で開発・実証される技術の名称、内容及び研究の実施期間
- (2) 共同研究等で開発・実証される技術に係る権利等の取り扱い
- (3) 共同研究等の成果の取り扱い
- (4) 共同研究等の中止に係る事項
- (5) 共同研究等の実施にあたって取得した秘密の保持
- (6) 共同研究等の実施にあたって生じた損害への対応
- (7) 施設等の使用料の取り扱い
- (8) その他研究に関して必要な事項

(結果の報告)

第9条 共同研究等を行う者は、研究結果報告書を企業団に提出し、報告会で説明を行うものとする。

(適用除外)

第10条 共同研究等を行う者が、次の各号のいずれかに該当し、研究内容が公益性を有する場合に限り、審議会の審議を経て、この要綱の全部または一部を適用しないことができる。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人の場合
- (2) 大学等公的研究機関、公益法人等の公益的団体の場合
- (3) 前各号が参画するグループが実施する場合
- (4) その他、特別な事情がある場合

(中止)

第11条 企業団は、業務支障が生じ若しくは生じるおそれがあるとき、又は災害その他やむを得ない事由が生じた場合に研究を行う者等と協議し、当該研

究を中止することができる。

(細則)

第12条 この要綱に定めのない事項は審議会において審議を行い、決定する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

上天草・宇城水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

下記の研究について、共同 ・ フィールド 研究企画書を提出します。

記

- 1 共同 ・ フィールド 研究名 「 」
- 2 実施期間 年 月 日まで

担当部課：

担当者名：

電話番号：

メールアドレス： @

(共同・フィールド)研究提案書

提案日： 年 月 日

1 提案者

団体名		
所在地		
担当部署名		
担当者氏名		
電話番号等	TEL :	FAX :
メールアドレス	@	

2 提案の対象となる事項

<input type="checkbox"/> 企業団が募集している技術研究	<input type="checkbox"/> 業務の改善
<input type="checkbox"/> 新しい技術の活用	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの利活用
<input type="checkbox"/> 情報技術の活用	<input type="checkbox"/> 浄水発生土等の有効活用
<input type="checkbox"/> その他()	

3 提案内容

テーマ	
添付資料	無 ・ 有(枚) ※様式を除いた枚数を記入
利用場所等	
提案理由	
目的及び効果	

具体的な 実施内容				
実現性				
成果の 活用方法				
研究の費用 及び分担				
全体計画	年度 フ イ ー ル ド 提 供 研 究 内 容 又 は	年度	年度	年度

様式第2号(第7条関係)

上天宇企第 号
年 月 日

御中

上天草・宇城水道企業団
企業長

(共同 ・ フィールド)研究の提案について(通知)

月 日に提案のあった(共同・フィールド)研究につきまして、審議の結果を通知します。

提案を受け入れます ・ 提案は受け入れられません。

(受け入れの条件 ・ 事由【受け入れられない場合に限る】)

--